

大川広域行政組合物品購入契約約款

〔平成18年3月24日〕
約款第1号

改正 平成18年12月18日約款第3号 平成20年3月21日約款第1号
平成21年4月14日約款第1号 平成22年3月25日約款第1号
平成23年3月23日約款第1号 平成26年3月7日約款第1号
平成28年3月25日約款第1号 平成29年3月31日約款第1号

(総則)

第1条 この約款において、「甲」とは、大川広域行政組合又はその委任を受けた者を、「乙」とは、売主をいう。

第2条 乙は、この契約書(物品購入契約書(様式第1号)又は物品購入単価契約書(様式第2号)並びにこの約款をいう。以下同じ。)に基づき、仕様書及び図面又は見本(以下「仕様書等」という。)に従い、契約物品を甲に納入しなければならない。

- 2 甲又は乙の都合により、契約物品を分割して納入する必要がある場合は、甲乙協議して定めるものとする。
- 3 契約金額にこん包に要する経費及び運賃を含む場合は、甲乙において事前に協議するものとする。
- 4 第1項の規定による見本がある場合は、甲乙協議の上必要と認める期日まで甲が保管するものとする。
- 5 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、甲の定めるところによらなければならない。
- 6 単価契約に係る売買数量は、契約期間中における甲の需要量とし、甲は必要の都度別途発注するものとする。
- 7 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言葉は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
- 11 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約保証金)

第3条 乙は、契約保証金を免除された場合を除き、契約の締結のときまでに、契約保証金を甲に納付しなければならない。

- 2 甲は、乙が契約の履行を完了したときは、契約保証金を乙に返還するものとする。この場合には、利息は付さない。

3 前項の保証に係る契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
(契約保証金の帰属)

第4条 契約保証金は、乙が契約上の義務を履行しないときは、大川広域行政組合に帰属する。

2 契約保証金は、当該契約に伴う一切の損害の賠償又は違約金に充当することができる。
(権利の譲渡等)

第5条 乙は、契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第6条 甲は、約定した規格、数量、納入期限、納入場所その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して物品購入変更契約書(様式第3号)により契約を変更することができる。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

(予期することができない異常発生の場合の変更)

第7条 甲又は乙は、この契約の締結後納入期限までに又は契約期間内に契約締結のときに予期することができない異常な理由の発生等により、契約金額又は契約単価が著しく不相当となったときは、契約内容の変更を求めることができる。この場合において、変更後の契約内容は、甲乙協議して定めるものとする。

(危険負担)

第8条 契約物品について、次条第1項に規定する検収に合格するまでに生じた損害で、甲乙双方の責めに帰することのできないものは、すべて乙の負担とする。

(検収及び所有権の移転)

第9条 乙は、契約物品を完納したとき、又は第2条第2項の規定による分割納入をしたときは、大川広域行政組合契約規則(昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第4号)第31条第2項に規定する検収を受けるものとする。ただし、単価契約に係る物品については、納品書等をもって検収に代えることができる。

2 契約物品の所有権は、前項の検収に合格したときをもって、乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、第1項の検収に合格しない契約物品について、甲から交換を求められたときは、速やかに、これを引き取り、これに代わる物品を納入しなければならない。

4 第1項の検収のため契約物品に生じた変質、変形、消耗、き損等の損失は、乙が負担しなければならない。

(代金の支払)

第10条 乙は、契約物品を完納し、当該物品が前条第1項に規定する検収に合格したときは、契約金額又は単価契約に係る納入物品の代金(以下「契約金額等」という。)を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額等を支払うものとする。

(遅延利息)

第11条 甲は、その責めに帰する理由により前条第2項に規定する支払期間内に契約金額等を支払うことができないときは、乙に対し、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合を乗じて計

算した金額に相当する遅延利息を支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(部分払)

第12条 乙は、第2条第2項の規定による分割納入に係る物品が第9条第1項に規定する検収に合格したときは、当該分割納入に係る物品の代金相当額の請求を行うことができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、その支払については、第10条第2項の規定を準用する。

(かし担保)

第13条 甲は、第9条第1項に規定する検収に合格した日から起算して1年以内に契約物品についての隠れたかしを発見し、又はそのかしによって損害を受けた場合は、乙に対し補修代物の納入又は金銭による賠償を請求することができる。

(納入期限の延長)

第14条 乙の責めに帰すことができない事由により、納入期限までに契約物品を納入することができないときは、甲に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。

(甲の解除権)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が納入期限までに契約物品を納入しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

(3) 乙が詐欺その他不正の行為をしたとき。

(4) 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(5) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(6) 乙（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(7) 乙の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合（第4号の規定による契約解除の場合を除く。）又は同項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合において、乙は、それぞれの場合につき契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約物品の納入が完了した場合も、同様とする。

3 前項の場合（第1項第1号から第3号までの規定により契約が解除された場合に限る。）において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 第1項の規定による契約解除（第1項第4号の規定により契約が解除された場合を除く。）の効果は、第2条第2項の規定による分割納入に係る物品については及ばないものとする。ただし、前2項に規定する契約保証金又は違約金については、この限りでない。

5 甲は、第1項第4号の規定により契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、そ

の損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

- 6 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約外の事項)

- 第16条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この約款は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この約款の施行の日の前日までに行った物品購入契約によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの約款の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年12月18日約款第3号)

(施行期日)

- 1 この約款は、告示の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の大川広域行政組合工事請負契約約款第35条第6項、第43条第2項及び第3項、第47条第3項、第49条第1項及び第2項並びに大川広域行政組合物品購入契約約款第11条中の「3.6パーセント」を「3.4パーセント」に改める規定は、この約款の告示の日以後に締結した契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月21日約款第1号)

この約款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月14日約款第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この約款は、告示の日から施行する。〔告示日 平成21年5月1日〕

(大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条による改正前の様式第1号、様式第2号及び様式第3号による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則 (平成22年3月25日約款第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この約款は、平成22年4月1日から施行する。

(大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条による改正後の大川広域行政組合物品購入契約約款第11条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月23日約款第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この約款は、平成23年4月1日から施行する。

(大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置)

- 3 第2条による改正後の大川広域行政組合物品購入契約約款第11条の規定は、この約款の施行

の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月7日約款第1号） 抄

（施行期日）

- 1 この約款は、平成26年4月1日から施行する。
（大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条による改正後の大川広域行政組合物品購入契約約款第11条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日約款第1号） 抄

（施行期日）

- 1 この約款は、平成28年4月1日から施行する。
（大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条による改正後の大川広域行政組合物品購入契約約款第11条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日約款第1号） 抄

（施行期日）

- 1 この約款は、平成29年4月1日から施行する。
（大川広域行政組合物品購入契約約款の一部改正に伴う経過措置）
- 3 第2条による改正後の大川広域行政組合物品購入契約約款第11条の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

様式第1号（第2条関係）

物 品 購 入 契 約 書

年 月 日

買受人 住所
大川広域行政組合
管理者



売主 住所
名称又は商号
代表者氏名



下記物品の購入について、買受人甲、大川広域行政組合と売主乙、
とは、
各々の対等な立場における合意に基づいて、大川広域行政組合契約規則（昭和46年大川地区広域行政振興整備事務組合規則第4号）第20条第6項の規定に基づき管理者が定める大川広域行政組合物品購入契約約款により物品購入契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

なお、本契約の証として本書 通を作成し、当事者記入押印の上、各自1通を保有する。

記

物 品 名											
仕様書及び図面又は見本	(別添のとおり)										
規 格											
数 量					単価	¥					—
契 約 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
契約金額のうち消費税及び地方消費税の額		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
契 約 保 証 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納 入 期 限	年 月 日										
納 入 場 所											
摘 要											

備考 1 単価には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

2 単価及び契約金額等の金額欄には、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に¥の記号を付記すること。

様式第2号（第2条関係）

物 品 購 入 単 価 契 約 書

年 月 日

買受人 住所
大川広域行政組合
管理者



売主 住所
名称又は商号
代表者氏名



下記物品の購入について、買受人甲、大川広域行政組合と売主乙、
とは、
各々の
対等な立場における合意に基づいて、大川広域行政組合契約規則（昭和46年大川地区広域行政振
興整備事務組合規則第4号）第20条第6項の規定に基づき管理者が定める大川広域行政組合物品購
入契約約款により物品購入単価契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

なお、本契約の証として本書 通を作成し、当事者記入押印の上、各自1通を保有する。

記

物 品 名										
仕様書及び図面又は見本	(別添のとおり)									
規 格										
契 約 単 価	単位			単価	¥				—	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日									
契 約 保 証 金 額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
代金額の支払方法										
摘 要										

- 備考 1 単価には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。
2 請求の際の金額には、消費税額及び地方消費税額を含むものとする。
3 単価及び契約保証金額欄には、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに頭書に¥の記号を付記すること。

様式第3号（第6条関係）

物 品 購 入 変 更 契 約 書

年 月 日

買受人 住所
大川広域行政組合
管理者



売主 住所
名称又は商号
代表者氏名



買受人甲、大川広域行政組合と売主乙、とが 年 月 日に締結した
物品購入契約書及び仕様書等（仕様書及び図面又は見本）の内容の一部を変更する契約を締結し、そ
の証として、本書 通を作成し、当事者記入押印の上、各自1通を原契約書とともに保有する。

記

物 品 名										
変更後の仕様書及び図面又は見本	(別添のとおり)									
規 格	変更前									
	変更後									
数 量	変更前				単価	変更前	¥	—		
	変更後					変更後	¥	—		
原契約金額に対する増減金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
内 訳	増減事由									
原契約金額の増減金額のうち消費税及び地方消費税の額の増減金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
納 入 期 限	変更前	年 月 日								
	変更後	年 月 日								
納 入 場 所	変更前									
	変更後									
摘 要										

- 備考 1 単価には、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。
- 2 原契約金額に対する増減金額及び原契約金額の増減金額のうち消費税及び地方消費税の額の増減金額欄には、アラビア数字をもってインク又は墨で記入するとともに増額の場合は頭書に¥の記号を付記し、減額の場合は頭書に¥△の記号を付記すること。